

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月20日発行

Vol.483

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



双葉町議会議員一般選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

※ 双葉町長選挙は無投票となりました。

1月22日(金)まで

- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所三条庁舎3階)



三条市役所三条庁舎

正面玄関

- ・正面玄関のエレベーターをご利用ください。
- ・3階で降りて左側へ進んでください。行政課内にあります。

目次

- 「みなみそうまトピックス」から
・使用済みはがき・名刺回収事業開始 2
- 被災自治体News
南相馬市 3
浪江町 9
双葉町 13
福島県 14
- 交流ルームひばり通信
・1月・2月の「ひばり」 16



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局
TEL 0256-34-5594 (直通)

1/18 月

使用済みはがき・名刺回収事業開始

1月18日から南相馬市役所・区役所で使用済みはがき・名刺回収事業を始めました。

この事業を通じて、皆さまの自宅、会社などで不要となったはがき・名刺を、宛先等のプライバシーに配慮しながら回収します。

市では、燃えるごみの削減とリサイクル率の向上のため、「紙類」の分別の徹底を推進しています。

回収ボックスは市役所の市民課ロビーまたは各区役所の1階ロビーに設置しました。回収されたはがき・名刺は段ボールなどに生まれ変わります。

令和3年度末までの回収目標は50kgです。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [1/15～1/22]

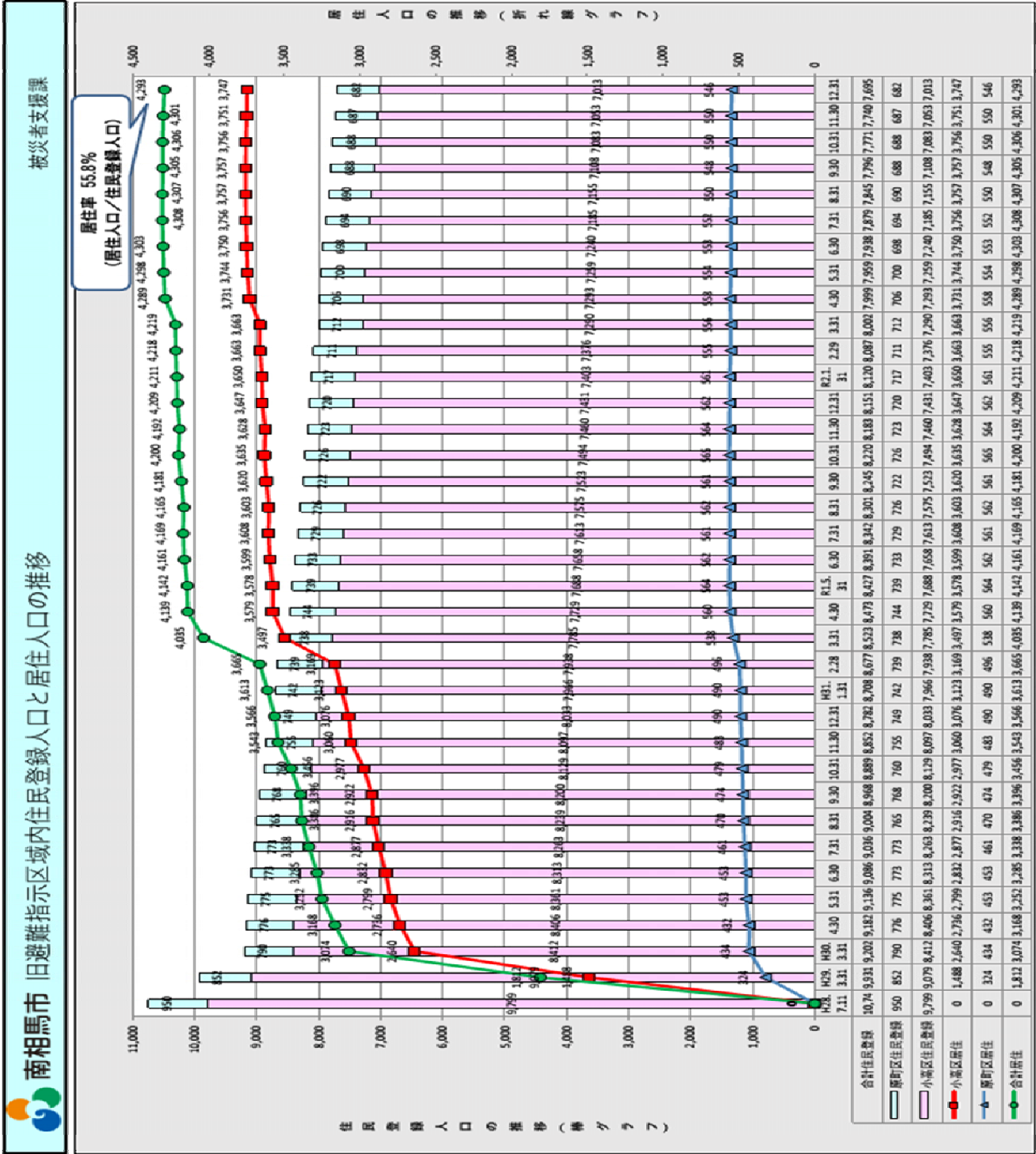
1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 第36回 南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 [18分]
3. いのちを守る未来の森 第8回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭 [13分]
4. お家でできる軽体操～バランス・つまづき予防編～ [4分]
5. 3つの咳エチケット [2分]
6. 「新しい生活様式」を定着させよう！ [7分]
7. もしもの時のヒーローに！消防団員募集！ [8分]
8. Minamisoma 5.0「日常に溶け込んだまち」編 [2分]
9. リクエストアワーのお知らせ [4分]



南相馬市からののお知らせ

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移 (令和2年12月31日現在) 1月14日HP更新

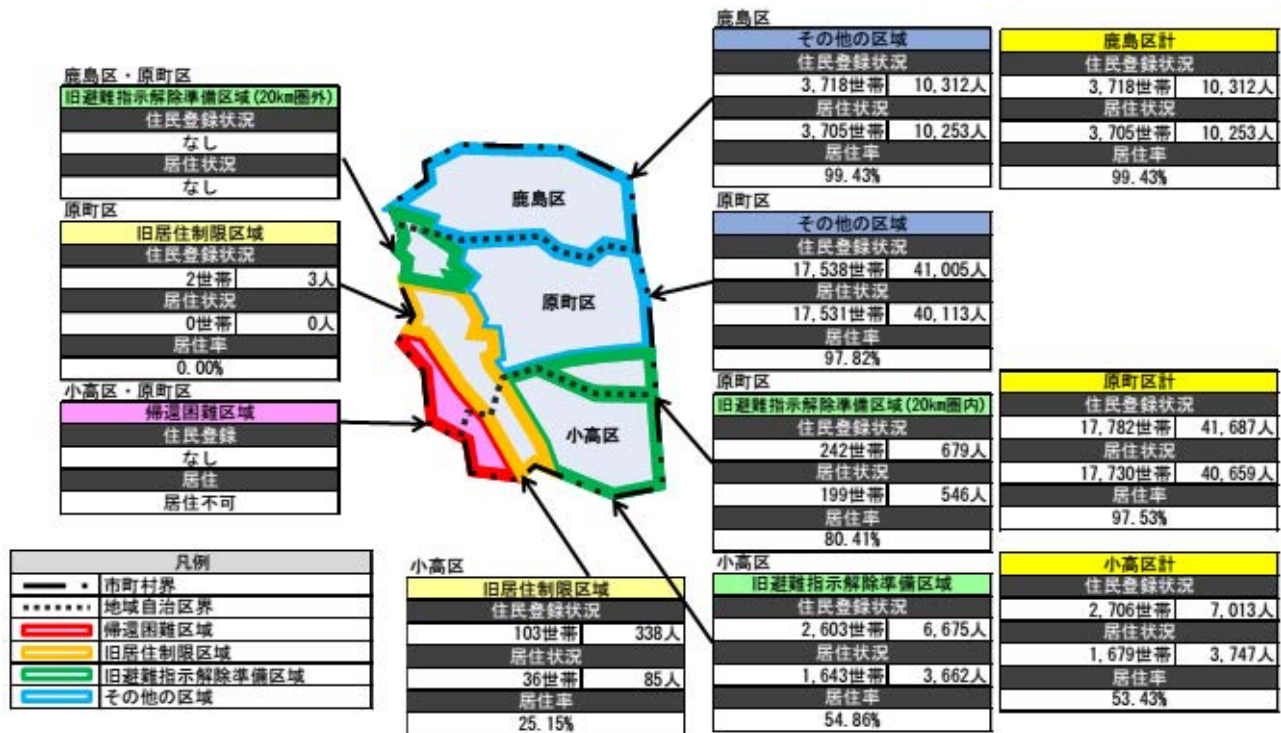
旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、令和2年12月31日現在で4,293人となり、同区域内の住民登録人口（7,695人）に占める居住率は55.8パーセントになりました。



問い合わせ 復興企画部 被災者支援課 被災者支援係 TEL 0244-24-5223

避難指示区域別の世帯数と人口（令和2年12月31日現在）

1月14日HP更新



区名	避難指示 区域分類	世帯 人口	住民登録		令和2年12月31日時点で住民登録が有る者の実際の居住先						
					市内					市外	
			H23. 3. 11	R2. 12. 31	旧避難指示区域内		その他		計		
					居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上	居住数	うち65歳以上	
小高区	帰還困難 区域	世帯	1	0	0		0		0		0
		人口	2	0	0		0	0	0	0	0
避難指示区域計		世帯	1	0	0		0		0		0
		人口	2	0	0		0	0	0	0	0
小高区	旧居住 制限区域	世帯	127	103	39		35		74		64
		人口	532	338	95		102		197		141
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	3,664	2,603	1,640		419		2,059		999
		人口	12,308	6,675	3,652	1,781	865	322	4,517	2,103	2,158
	計	世帯	3,791	2,706	1,679		454		2,133		1,063
		人口	12,840	7,013	3,747	1,831	967	361	4,714	2,192	2,299
原町区	旧居住 制限区域	世帯	7	2	0		2		2		0
		人口	12	3	0		3	2	3	2	0
	旧避難指示 解除準備区域	世帯	377	242	199		29		228		43
		人口	1,427	679	546	270	42	20	588	290	91
	計	世帯	384	244	199		31		230		43
		人口	1,439	682	546	270	45	22	591	292	91
旧避難指示区域計		世帯	4,175	2,950	1,878		485		2,363		1,106
		人口	14,279	7,695	4,293	2,101	1,012	383	5,305	2,484	2,390
原町区	その他区域	世帯	16,401	17,538	0		17,087		17,087		964
		人口	45,677	41,005	0	0	39,211	13,713	39,211	13,713	1,794
鹿島区	その他区域	世帯	3,462	3,718	0		3,664		3,664		105
		人口	11,603	10,312	0	0	10,143	3,652	10,143	3,652	169
その他区域計		世帯	19,863	21,256	0		20,751		20,751		1,069
		人口	57,280	51,317	0	0	49,354	17,365	49,354	17,365	1,963
合計		世帯	24,039	24,206	1,878		21,236		23,114		2,175
		人口	71,561	59,012	4,293	2,101	50,366	17,748	54,659	19,849	4,353

- 1 住民登録人口は住民基本台帳に令和2年12月31日までに入力されたデータを基に算出。
- 2 居住人口は避難者等情報管理システムを基に算出。
- 3 世帯員が異なる場所に避難をしているケースがあるため、住民登録世帯数と実際の居住世帯数は異なる。
- 4 その他区域…避難指示区域・旧避難指示区域を除いた区域。

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

シンボルマークデザイン募集【福島県後期高齢者医療広域連合】

1月15日HP更新

趣旨

福島県後期高齢者医療広域連合は、被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるように、またできるだけ長く自立した日常生活を送れるように、県内59市町村と連携して、医療保険制度の安定的な運営と、保健事業を通じた健康寿命の延伸に取り組んでいます。

お互いに支え合う社会の更なる発展を目指して、後期高齢者医療制度について理解を深めていただくため、シンボルマークのデザインを公募します。

募集内容

- (1) 福島県後期高齢者医療広域連合をイメージしたデザインのシンボルマーク（図）を募集します。
なお、シンボルマークとロゴタイプ（文字）を組み合わせたデザインによる応募も可能です。
- (2) 作品の図案や色彩に制限はありません。拡大縮小やモノクロでの使用に対応できるものが望まれます。
- (3) ウェブサイトやリーフレット、封筒、名刺、その他の印刷物など広範囲に使用可能な作品を求めます。

応募要件

- (1) 応募者の資格制限はありません。
- (2) 個人、団体を問わず誰でも応募できますが、団体で応募する場合は、代表者を一人決めてください。
- (3) 応募は、一人（団体）何点でも可能です。
- (4) 作品は、著作権や商標権、その他第三者の権利を侵害するおそれがなく、応募者の未発表のオリジナル作品に限ります。
- (5) 採用された作品の著作権は、当広域連合に帰属するものとします。

応募期限

2月15日(月)

注意 電子メールは、当日のタイムスタンプまで有効。郵送は、当日の消印有効。

次ページへ続きます 

審査および入賞作品の発表

(1) 審査

当広域連合長および事務局職員などによる審査会を開催して入賞作品（2点以内）を決定し、その中から1作品を採用します。

(2) 発表

2月下旬に入賞者本人に通知するほか、当広域連合のホームページで発表します。

(3) 表彰

- 日時 3月上旬 **注意** 入賞者へ直接連絡します。
- 場所 福島県自治会館2階 特別会議室

副賞

30,000円

応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送のいずれかの方法で提出してください。応募用紙は、当連合ホームページからダウンロードしてください。

なお、応募いただいた作品は返却しませんのでご了承ください。

(1) 電子媒体で提出する場合

- 電子メールで提出する場合

件名を「福島後期高齢シンボルマーク応募」とし、「応募用紙」と「応募作品」データを添付してください。

- 郵送する場合

CD-Rに「応募用紙」と「応募作品」を保存し、提出してください。（CD-Rの盤面に、必ず応募者の氏名を記載してください）

注意 ファイル形式はJPEG形式とし、応募作品のファイル容量は5MB以内とします。

注意 応募作品のファイル名は、自身のフルネームとし、複数応募の場合は、氏名の後にNoを付してください。（例 福島太郎No1、福島太郎No2）

注意 応募の際には、「応募用紙」と「応募作品」は一緒に提出してください。

(2) 紙媒体で提出する場合

- 「応募用紙」により提出してください。

注意 用紙はA4版の白い紙を使用してください。

注意 「応募用紙」1枚につき、「応募作品」1点をデザインしてください。

注意 「応募作品」は、「応募用紙」以外の用紙を使用しても構いません。

- 作品は折り曲げないようにし、「応募用紙」と一緒に郵送してください

次ページへ続きます 

【送付先・問い合わせ先】

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館2階
福島県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 024-528-9025 FAX 024-521-0254

E-mail kouikirengou@fukushima.email.ne.jp

- ▶ 福島県後期高齢者医療広域連合
<https://www.fukushima-kouiki.jp/>



- ▶ 応募用紙（Excelファイル）
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20210113_j5z7v.xls



- ▶ 募集要項
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/20210113_hpn3j.pdf



問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金係 TEL 0244-24-5233

新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識

1月14日HP更新

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する現在の状況とこれまでに得られた科学的知見について、「新型コロナウイルス感染症の”いま”についての10の知識」としてQ&A方式でとりまとめています。

新型コロナウイルス感染症の発生をさらに抑えるためには、一人ひとりが最新の知識を身につけて正しく対策を行うことが何よりも重要です。ぜひご覧いただき、感染対策に協力をお願いします。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の”いま”についての10の知識 - 厚生労働省
（12月時点）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000712224.pdf>



次ページへ続きます

(2020年12月時点)
新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識

新型コロナウイルス感染症の患者数・病原性

1. 日本では、どれくらいの人が新型コロナウイルス感染症と診断されていますか。
2. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人や死亡する人はどれくらいですか。
3. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。
4. 海外と比べて、日本で新型コロナウイルス感染症と診断された人の数は多いのですか。

新型コロナウイルス感染症の感染性

5. 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる可能性がある期間はいつまでですか。
6. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させていますか。
7. 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

新型コロナウイルス感染症に対する検査・治療

8. 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。
9. 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。
10. 新型コロナウイルスのワクチンがありますか。いつから打てるようになりますか。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680



警報

注意報

新しい
生活様式

新型コロナウイルス

早めの電話相談、早めの受診

- ◆ かせ症状（発熱、せき、のどの痛み等）
- ◆ 息苦しさやだるさなど、普段と異なる症状

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎ 025-256-8275

※毎日24時間対応（土日・祝日含む）



浪江町からのお知らせ

【原発事故から10年】原子力損害の賠償請求はお済みですか？

1月16日HP更新

令和3年3月で原発事故から10年

原子力損害の賠償請求はお済みでしょうか。

原子力損害の賠償請求の時効は「損害および加害者を知ったときから10年」です。

請求には大きく分けて3つの方法があります。

1. 東京電力への直接請求

コールセンターや窓口で直接請求をします。

すべての請求が済んでいるか、何が対象になっているか分からない方もこちらに問い合わせください。

● コールセンター 0120-926-404

● 相談窓口予約 0120-925-097

2. 訴訟

直接請求で納得いかないことや解決できないことがある場合は、訴訟を起こすという方法もあります。

●個人で訴訟を起こす場合

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）主催の弁護士による無料個別相談会が開催されています。まずはこちらで相談するという方法があります。

- ▶ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）無料個別相談会開催のご案内
http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai.html



●集団訴訟に参加する場合

個人で訴訟を起こす場合とは請求する内容が異なりますが、集団訴訟に参加するという方法もあります。訴訟の内容については、浪江原発訴訟のHPをご覧ください。

- ▶ 浪江原発訴訟HP
<https://namie-bengodan.org/>



TOKYO大樹法律事務所内 浪江町支援弁護団事務局

TEL 03-3354-9680 （平日午前10時～午後5時）

次ページへ続きます

3. ADR申立て（個人）

「原子力損害賠償紛争解決（ADR）」は、「裁判」とは異なる制度です。

東京電力からの損害賠償に不満がある、賠償請求すべき損害がまだあるとお考えの方が申立てることができます。

東京電力と賠償の合意をして賠償金を受け取られた方も、話し合い中の方も、まだ請求をしていない方もどなたでも申立てすることができます。

詳しくは下記のページを参照してください。広報なみえの9月号から毎月連続して浪江町民の和解事例を公開しています。そちらも併せてご覧ください。



▶ 個人でのADR申立てについて

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



▶ 原子力損害賠償紛争解決センターについて（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

時効について

- (1) 原発事故後10年（令和3年3月）で、一律に賠償請求権が時効を迎えるわけではありません。「損害および加害者を知ったとき（賠償請求できるようになったとき）」から10年となります。また、東京電力は時効の起算点を「賠償請求の受付をそれぞれ開始したとき」としています。
- (2) 請求手続き中に時効で請求できなくなることはありません。「訴訟やADRの仲介手続き中は時効が成立しない」と法律で定めています。また、東京電力は、「直接請求の手续中に、時効を理由に賠償請求を断らない」としています。
- (3) 東京電力が、時効により請求権が消滅したことを主張しない限り、時効は成立しません。さらには「被害を受けた人たちが時効によって不利益を受けないよう、それぞれの事情を十分踏まえて真摯に対応する」としています。



▶ 時効について詳しくは文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1335890_00005.htm

消滅時効に対する東京電力の考え方

▶ 東京電力のプレスリリース（令和元年10月30日）

https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1519277_8709.html



直ちに請求できなくなるわけではありませんが、時間が経過するほど、損害を証明する証拠書類が集めにくくなるため注意が必要です。

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

54人の新成人が誓い新た 令和3年浪江町成人式

1月9日(土)、令和3年浪江町成人式が浪江町地域スポーツセンターで行われました。

今年は「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため、事前の体調管理と当日の検温、マスク着用、手指消毒などの対策を徹底した上で、東日本大震災発生当時に小学校4年生だった190人の新成人のうち、54人が出席しました。

町内での開催は震災後4回目となります。

新成人、ご家族とともに久しぶりに再会する人同士が多く、笑顔で写真を撮る姿や思い出話に花を咲かせる様子が見られました。



式典中の新成人代表の誓いの言葉では、吉田あゆみさん（浪江地区）が「私たちがあらゆる形で過去にあったことを啓蒙し、故郷が抱えている問題を解決する責務がある。一人一人が自分の行動に責任を持ち、社会の一員として常に向上心をもって前進していきたい。」と誓いました。



▶ 約10年ぶりの再会！浪江町で 令和3年成人式【なみえチャンネル第258回】
(YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=SVub-uLlbcI>



浪江町で犬型AI介護用コミュニケーションロボット「ふくちゃん」が製造される

令和2年12月24日、浪江町と富士コンピュータ株式会社は工場立地に関する基本協定を締結した。

同社は、藤橋産業団地でAIを搭載した介護用コミュニケーションロボットを製造する。

介護用のAIロボットは、これからの日本で需要の高まる産業であり、同社の製品は浪江町から全国の介護施設や医療現場に供給される。また、同社は南相馬市のロボットテストフィールドにも入居しており、南相馬市との将来的な連携も考えられる。併せて、浪江を拠点とした通信販売事業を展開する予定であり、商材の物流拠点とする計画。

協定式の中で森社長は「日本の戦後の復興と同じように町と一緒に前進していきたい」と熱く語った。

浪江日本ブレーキ(株)の事務所棟を工場、倉庫建屋に改築し、令和3年春頃の操業を目指す。



協定書を交わす森社長（左）と吉田町長
協定書を交わす「ふくちゃん3号」（左）と「うけどん」

（参考）企業概要

企業名：富士コンピュータ株式会社

代表者：代表取締役 森 和明

本社：兵庫県加古川市加古川町稲屋790-1

事業内容：・コンピュータシステム、コンピュータソフト開発と受託
・コンピュータおよび関連機器に関する教育指導
・相生学院高等学校運営
・介護用AIコミュニケーションロボットの製造・通信販売事業

問い合わせ 産業振興課 産業創出係

TEL 0240-34-0248



双葉町からのお知らせ

双葉町長選挙・双葉町議会議員一般選挙の立候補届出状況(1月24日執行)

1月14日HP更新

1月24日執行の双葉町長選挙・双葉町議会議員一般選挙の立候補届出状況をお知らせします。

なお、双葉町長選挙については、告示日の1月14日に届け出のあった候補者の総数が、選挙すべきである定数（1人）を超えなかったため、無投票となりましたのでお知らせします。

双葉町議会議員一般選挙は行われますので、忘れずに投票をお願いします。

▶ 双葉町長選挙 立候補届出状況

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12828/20210114_01.pdf



▶ 双葉町議会議員一般選挙立候補届出状況

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12894/20210114_02.pdf



問い合わせ

総務課

TEL 0246-84-5201

双葉町議会議員一般選挙候補者選挙公報について

1月19日HP更新

1月24日は、双葉町議会議員一般選挙の投票日です。
町の将来を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

▶ 双葉町議会議員選挙選挙公報2021

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/12907/双葉町議会議員選挙選挙公報2021PDF.pdf>



問い合わせ

総務課

TEL 0246-84-5201



福島県からのお知らせ

1月15日(金) 県民の皆様への知事メッセージ

1月15日HP更新

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆様、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、県民の命と健康を守るために、昼夜を問わず最前線で懸命に御対応いただいている関係の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。また、感染拡大の防止に向けて、様々な御協力を頂いている県民の皆様、事業者の皆様に心から感謝を申し上げます。

全国的に、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況が続いており、政府は、今月7日の1都3県に続き、13日に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の2府5県に対して、2月7日までの特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。

福島県の感染状況につきましては、12日に23名、13日に38名、昨日14日には36名の新規感染者が確認されるなど、感染拡大に歯止めが掛かっていない状況にあります。

また、病床のひっ迫具合を表す病床利用率についても、60%台という高い水準が続いており、このうち、すぐに使用可能な病床（即応病床）については、現在、348床となっておりますが、利用率が90%に迫り、満床に近いラインでの運用となっています。依然として、医療提供体制の危機的な局面の最中(さなか)にあると言わざるを得ません。

こうした厳しい状況を踏まえ、県では、県内全域を対象に、1月13日から2月7日までの間を「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」として、特別措置法の規定に基づく2つの協力要請を行っています。

既に多くの皆様に御協力いただいておりますが、改めて、県の緊急対策について、県民の皆様、事業者の皆様をお願いをいたします。

1点目は、県民の皆様へのお願いです。2月7日までの間、緊急事態宣言の対象地域を始めとした感染拡大地域との不要不急の往来を、自粛していただくようお願いします。また、県内においても不要不急の外出を自粛していただき、特に午後8時以降の外出自粛を徹底していただくようお願いします。

2点目は、事業者の皆様へのお願いです。本日から2月7日までの間、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等においては、午後8時から翌日午前5時までの時間帯の営業を自粛していただくとともに、酒類の提供は、午後7時までとさせていただきます。御協力いただいた事業者の皆様には、「時短営業協力金」を支給することとしています。

次ページへ続きます 

また、こうした緊急対策と併せて、会話をする際は必ずマスクを着用するなど「新しい生活様式」を徹底するとともに、日常生活において、感染リスクが高まる「5つの場面」を十分に意識して、慎重に行動するなど、感染拡大防止に向け、より一層の取組をお願いいたします。

福島県にとって、今が正に感染拡大を抑え込む正念場、瀬戸際であります。県民の皆様、事業者の皆様には、大変な御不便・御苦勞をお掛けすることになりますが、命と健康を守り、医療崩壊を防ぐため、皆様お一人お一人の御協力を重ねてお願いいたします。

一方で、「ウィズコロナ」の状況の中、感染者が発生することは避けられません。今週は、全国大会出場のため首都圏に滞在した県内の学校において、感染防止に細心の注意を払っていた中でも感染してしまった事例もありました。県民の皆様には、感染された方やその御家族、医療や感染症対策に携わる方々に対して、温かい気持ちで接していただき、差別や誹謗中傷は絶対になさらないようお願いをいたします。

福島県知事 内堀雅雄



東京2020

オリンピック・パラリンピック開催に合わせて

2021年の祝日が移動します



1月・2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				1/21	22	23
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
24	25	26	27	28	29	30
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
31	2/1	2	3	4	5	6
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2021.1.20現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	16	42
原町区	4	5
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	29	69

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511